## 国土技術政策総合研究所横須賀庁舎実習生受入れ要領

国土技術政策総合研究所横須賀庁舎における、実習生受入れの基準及び事務取扱につい て下記のとおり定める。

(目的)

第1条 国土技術政策総合研究所横須賀庁舎(以下「当所」という。)において、実習生 を受入れることにより、将来を担う国内外技術者を育成し、我が国の沿岸海洋、港湾及 び空港の技術政策の推進に資することとし、さらには国際貢献を行うとともに、研究成 果及び技術の普及に努めることを目的とする。

(実習生の定義)

- 第2条 実習生は、次に掲げる機関に学籍を有する者を対象者とする。
  - 国内外の大学及び大学院
  - 国内の高等専門学校
  - 前一、二号に準じた教育を行うその他の教育機関等

(実習生の受入れ)

- 第3条 当所は、次に掲げる場合に、実習生を受入れることができる。
  - 一 夏期の期間の実習について、前条に定める者が在籍する教育機関(以下「教育機関」 という。) から申請があった場合
  - 教育機関が定めるカリキュラムに基づいて、単位取得のために必要な訓練を行うた めの申請があった場合
  - 三 前各号に規定するもののほか、教育機関から申請があった場合で、管理調整部長が 承認した場合

(期間)

- 第4条 実習生の受入れ可能期間は、次の各号に掲げるとおりとする。
  - 前条第1項第一号に基づき受入れる場合 7月から9月までの期間

前条第1項第二号に基づき受入れる場合

教育機関のカリキュラムに基づく必要 な期間。ただし、年度をまたいではなら ない

前条第1項第三号に基づき受入れる場合

2ヶ月間(ただし、4月、12月21 日から1月10日及び3月は除く。)。 ただし、年度をまたいではならない

(受入れの申請)

- 第5条 実習生の受入れを希望する教育機関は、次項に定める書類を、希望する実習期間 の前までに十分な期間の余裕をもって当所に提出するものとする。
  - 教育機関は次の各号の書類をもって申請するものとする。
  - 実習生所属学部主任教授等の推薦書 (様式1)
  - 実習生調書(様式2)
  - 在学証明書
  - 四 履歴書
  - 五 第3条第1項第二号に基づく場合は、カリキュラムに関する資料
- 3 実習生の受入れに係る事務処理は、企画調整課で行うものとする。

(受入れの承認)

- 第6条 当所は教育機関より申請があった場合、当所の所掌する業務範囲においての指導、 教育が申請に対し有効であるかを審査し、各研究室と協議の上、受入れの可否を決定す
- 2 前項の規定に基づき研究室での受入れが可能な場合は、実習生を受け入れる研究室の 部長合議のもと、副所長までの決裁をもって承認とする。

3 前項の規定に基づき受入れを承認したとき、教育機関に対し実習生の受入承認書(様式3)を交付する。

#### (実習の実施方法)

- 第7条 実習の実施方法は、次のとおりとする。
  - 一 実習生毎に指導責任者を定め、実習生の指導及び助言に当たらせるものとする。
  - 二 実習生は、指導責任者のもとに、当所研究室における研究の補助業務に従事するものとする。
  - 三 実習生は、実習期間終了後速やかに、1,000字程度の実習内容に関する報告書を作成し、当所に提出するものとする。
- 2 実習生が実習終了後に作成する報告書の提出先は、企画調整課とする。
- 3 企画調整課は、提出された報告書を副所長、管理調整部長並びに実習生を受け入れる 研究室及び部長へ供覧するものとする。

## (実習生の服務等)

- 第8条 実習生の服務は当所の職員に準ずるものとする。
- 1 実習期間中の欠務は、正当な事由がある場合を除きこれを認めないものとする。やむを得ず欠務する場合は事前に申し出るものとする。
- 2 実習生が被った実習中(通勤時を含む。)の事故及び災害による被害の補償については、本人もしくは教育機関に負担させるものとする。
- 3 実習生が故意又は過失により、当所又は第三者に与えた損害については、本人もしくは教育機関に賠償の責を負わせるものとする。
- 4 教育機関は、実習生に学生教育研究災害傷害保険及びインターンシップ等賠償責任保険等の保険に加入させるものとする。

## (施設の利用)

- 第9条 実習生の住居が当所から遠距離にあり、通勤が不可能である場合であって、当該 実習生が希望するときは、当所横須賀第二庁舎宿泊施設の利用を横須賀第二庁舎業務を 妨げない期間において認めるものとする。なお、横須賀第二庁舎宿泊施設の利用にあた っては、当所が別に定める利用者心得「実習生のしおり」に従わなければならない。
- 2 前項の期間は別途定める。

#### (受入れの中止)

- 第10条 当所は、受入の期間中に指導を継続することにより研究活動、その他の業務に 支障が生じ又は生じるおそれがある場合、もしくは天災その他やむを得ない理由により、 指導、教育を継続することが困難となったときは、実習生の受入れを中止することがで きる。
- 2 当所は、実習生又は教育機関が当所の定める事項を遵守しないとき、実習生が実習期間中において不正な行為、又は研究所の信用を著しく傷つける行為を行ったときは、実習生の受入れを中止することができる。
- 3 第1項の規定により実習生の受入れを中止するときは、あらかじめ当該実習生が在籍 する教育機関と協議する。
- 4 第2項の規定により実習生の受入れを中止するときは、当該実習生が在籍する教育機関に通知する。

# (成果等の取扱い)

第11条 実習生が実習で得られた成果等の取扱いについては、当所と協議するものとする。

## (その他)

第12条 この要領を施行するために必要な細則は、国際業務研究室長が定めることがで きる。

#### 附則

1 この要領は、令和5年5月12日から施行する。